

判決年月日	平成25年4月24日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成24年（行ケ）第10270号		
○発明の名称を「気相成長結晶薄膜製造方法」とする発明について、拒絶査定不服審判請求不成立審決が、相違点の判断について誤りがあるとして取り消された事例			

（関連条文） 特許法29条2項

1 事案の概要

訴外者は、平成12年5月22日、特許出願をしたが、拒絶査定がされたので、原告は拒絶査定不服審判請求をした。

原告は、平成23年1月4日付けで補正（同補正により発明の名称が「気相成長結晶薄膜製造方法」と変更された。）をしたが、特許庁は、同年3月8日、請求不成立の審決をしたので、原告は、当裁判所に審決取消訴訟を提起した（当裁判所平成23年（行ケ）第10140号事件）。

当裁判所は、同年12月19日、本願発明1の「高温炉」においては、「超微粒子を含んだ霧粒が高温炉の壁に接触することによって、高温の超微粒子と高温の水蒸気（又は溶剤）に分解するように、炉自体が、超微粒子化合物が分解する温度より低く、また超微粒子と水（溶剤）が分離する温度以上の温度範囲の温度に加熱され」ている一方、引用発明の「チャンバー」は、「プレートは加熱されているものの、チャンバー自体が加熱されるものではなく、「引用発明の明細書（乙1）及び図面において、チャンバー自体が加熱されることや、霧がチャンバーの壁に接触して分解されることは記載されていない」等として、引用発明の「チャンバー」が本願発明1の「高温炉」に相当するとした前回審決の一致点の認定が誤っていることを理由の一つとして、前回審決を取り消す旨の判決をした。

特許庁は、平成24年6月12日、再び、請求不成立の審決をした。この審決に対する取消訴訟が本件である。

2 裁判所の判断

裁判所は、次のとおり判示して、審決の容易想到性判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。

「ア 本願発明1の特許請求の範囲に「この高温炉の中で高温の超微粒子又は化合物と高温の水又は溶液の霧に分解し、前記高温の水又は溶液の霧を排出しながら、前記高温の超微粒子又は化合物を基板表面上に結晶を成長させて、結晶薄膜を作る気相成長結晶薄膜製造方法」と記載されていること、及び本願明細書の【0003】、【0004】、【0006】等の記載を参照するならば、本願発明1においては、高温炉は、その炉自体が、超微粒子化合物が分解する温度より低く、また超微粒子と水（溶剤）が分離する温度以上の範囲の温度に加熱されるものであり、超微粒子を含んだ霧粒が、高温炉の壁に接触するこ

とによって、高温の超微粒子と高温の水蒸気（又は溶剤）に分解し、高温の超微粒子は基板表面に結晶薄膜を形成するものであると認められる。このように、本願発明１の高温炉は、その壁に接触した超微粒子を含んだ霧粒を加熱して分解するためのものである。

他方、引用発明のチャンバーについては、チャンバー自体が加熱されることや、霧がチャンバーの壁に接触して分解されることに関する記載はない

そして、これらの技術的内容は、…確定した前回判決において、既に認定、判断された事項である。本願発明１と引用発明の間の相違点についての容易想到性の有無を判断するに当たっては、前回判決が指摘した本願発明１の「高温炉」と引用発明の「チャンバー」との相違点の技術的意義が考慮されてしかるべきである。

イ 上記の点を踏まえて、引用発明に、引用文献２に記載された発明を組み合わせることにより、相違点Ｄに係る構成に至ることができるかを検討する。

…のと通りの引用文献２の記載（特に【０００８】、【０００９】、【００１７】）からすると、引用文献２に記載された発明は、微粒子化された溶液中の化合物を、ヒータにより加熱される搬送ベルトからの伝熱とマッフル炉内からの輻射熱によりあらかじめ加熱した膜形成用基板の表面に接触させることにより、基板表面又は基板近傍で熱分解させるものである。したがって、引用文献２に記載された発明のマッフル炉は、輻射熱によって膜形成用基板を加熱するためのものであって、引用文献２には、マッフル炉の壁面に接触した超微粒子を含んだ霧粒が加熱されて分解されることについての記載はない。

このように、引用文献２に記載された発明のマッフル炉は、輻射熱によって膜形成用基板を加熱するためのもので、その壁に接触した超微粒子を含んだ霧粒を加熱して分解するためのものではないから、引用発明に引用文献２に記載された発明（及び周知の技術的事項）を組み合わせることによっては、相違点Ｄに係る構成に、容易に至ることはない。

ウ 審決は、「（引用文献２の）マッフル炉が温度的にも加熱の原理からも本願発明１でいう高温炉に相当することは明らかであって」とのみ述べて、「相違点Ｄは、当業者であれば容易に想到し得る設計事項の採用というべきである。」との結論を導いているが、上記のとおり、審決の判断には、誤りがある。」